（子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う経過措置に関する政令の一部改正）

第十四条　子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う経過措置に関する政令（平成二十六年政令第四百四号）の一部を次のように改正する。

第一条の表第二十二条第一項の項中「第五十六条第七項」を「第五十六条第六項」に改める。

附　則

（施行期日）

第一条　この政令は、令和六年四月一日から施行する。

（地方自治法施行令の一部改正に伴う経過措置）

第二条　普通地方公共団体の長は、令和八年三月三十一日までの間は、なお従前の例により、この政令の施行の日（以下「施行日」という。）の前日において第一条の規定による改正前の地方自治法施行令（次項及び附則第四条において「旧地方自治法施行令」という。）第百五十八条第一項、第百五十八条の二第一項又は第百六十五条の三第一項の規定により現に公金の徴収若しくは収納又は支出に関する事務（以下この項において「従前の公金事務」という。）を行わせている者（地方自治法の一部を改正する法律（次条及び附則第四条において「改正法」という。）による改正後の地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号。次条及び附則第四条において「新地方自治法」という。）第二百四十三条の二第一項の規定による指定を受けた者を除く。）に当該従前の公金事務を行わせることができる。

2　地方自治法施行令の一部を改正する政令（令和四年政令第二百十一号）の施行の日から施行日の前日までの間に締結された契約に係る旧地方自治法施行令附則第七条第二項に規定する経費については、第一条の規定による改正後の地方自治法施行令附則第七条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

（地方公営企業法施行令の一部改正に伴う経過措置）

第三条　地方公営企業法（昭和二十七年法律第二百九十二号）第七条に規定する管理者は、令和八年三月三十一日までの間は、なお従前の例により、施行日の前日において第五条の規定による改正前の地方公営企業法施行令第二十一条の十一第一項の規定により現に公金の支出に関する事務を行わせている者（改正法附則第七条の規定による改正後の地方公営企業法第三十三条の二において準用する新地方自治法第二百四十三条の二第一項の規定による指定を受けた者を除く。）に当該公金の支出に関する事務を行わせることができる。

（市町村の合併の特例に関する法律施行令の一部改正に伴う経過措置）

第四条　市町村の合併の特例に関する法律（平成十六年法律第五十九号）第二十六条第一項に規定する合併特例区の長は、令和八年三月三十一日までの間は、なお従前の例により、施行日の前日において第十条の規定による改正前の市町村の合併の特例に関する法律施行令第五十条第一項において準用する旧地方自治法施行令第百五十八条第一項、第百五十八条の二第一項（第一号、第二号及び第五号に係る部分を除く。）又は第百六十五条の三第一項の規定により現に公金の徴収若しくは収納又は支出に関する事務（以下この条において「従前の公金事務」という。）を行わせている者（改正法附則第十七条の規定による改正後の市町村の合併の特例に関する法律第四十七条において準用する新地方自治法第二百四十三条の二第一項の規定による指定を受けた者を除く。）に当該従前の公金事務を行わせることができる。

（地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令の一部改正）

第五条　地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）の一部を次のように改正する。

第十条第十項及び第十三項中「第二十一条の十四第一項」を「第二十一条の十三第一項」に改める。

第十一条第一項中「第二十一条の十四第一項（一）」を「第二十一条の十三第一項（一）」に改め、同項第六号ただし書中「第二十一条の十四第一項第二号」を「第二十一条の十三第一項第二号」に改め、同条第二項中「第二十一条の十四第一項」を「第二十一条の十三第一項」に、「第二十一条の十四第四項」を「第二十一条の十三第四項」に改める。

（特別法人事業税及び特別法人事業譲与税に関する法律施行令の一部改正）

第六条　特別法人事業税及び特別法人事業譲与税に関する法律施行令（平成三十一年政令第八十九号）の一部を次のように改正する。

第九条を削る。

（森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律施行令の一部改正）

第七条　森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律施行令（令和四年政令第三百号）の一部を次のように改正する。

第十条を削り、第十一条を第十条とする。

内閣総理大臣　岸田　文雄
総務大臣　松本　剛明
厚生労働大臣　武見　敬三

介護保険法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和六年一月十九日

内閣総理大臣　岸田　文雄

政令第十三号

介護保険法施行令の一部を改正する政令

内閣は、介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第百二十九条第二項及び第百四十六条の規定に基づき、この政令を制定する。

介護保険法施行令（平成十年政令第四百十二号）の一部を次のように改正する。

第三十八条第一項第一号中「十分の五」を「十分の四・五五」に改め、同号ニ中「又は第八号ロ」を「、第八号ロ、第九号ロ、第十号ロ、第十一号ロ又は第十二号ロ」に改め、同項第二号中「十分の七・五」を「十分の六・八五」に改め、同号ロ中「又は第八号ロ」を「、第八号ロ、第九号ロ、第十号ロ、第十一号ロ又は第十二号ロ」に改め、同項第三号中「十分の七・五」を「十分の六・九」に改め、同号ロ並びに同項第四号ロ及び第五号ロ中「又は第八号ロ」を「、第八号ロ、第九号ロ、第十号ロ、第十一号ロ又は第十二号ロ」に改め、同項第六号イ中「及び第八号イ」を「、第八号イ、第九号イ、第十号イ、第十一号イ及び第十二号イ」に、「及び第九号イ」を「、第九号イ、第十号イ、第十一号イ、第十二号イ及び第十三号イ」に改め、同号ロ中「又は第八号ロ」を「、第八号ロ、第九号ロ、第十号ロ、第十一号ロ又は第十二号ロ」に改め、同項第七号ロ中「又は次号ロ」を「、次号ロ、第九号ロ、第十号ロ、第十一号ロ又は第十二号ロ」に改め、同項第八号ロ中「部分を除く。）」の下に「、次号ロ、第十号ロ、第十一号ロ又は第十二号ロ」を加え、同項第九号中「十分の十七」を「十分の二十四」に改め、同号を同項第十三号とし、同項第八号の次に次の四号を加える。

九　次のいずれかに該当する者　十分の十七

イ　当該保険料の賦課期日の属する年の前年の合計所得金額が基準所得金額未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

ロ　要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による割合を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（第一号イ（1）に係る部分を除く。）、次号ロ、第十一号ロ又は第十二号ロに該当する者を除く。）